

議案第12号

紫波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

紫波町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年紫波町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） <u>特殊現場作業手当</u></p> <p><u>（特殊現場作業手当）</u></p> <p>第8条の4 <u>特殊現場作業手当は、紫波浄化センターに勤務する職員が、勤務環境の劣悪な作業現場において、当該作業場の作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、勤務1月につき2,000円の範囲内で規則で定める額とする</u></p> <p><u>。</u></p>	<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） <u>危険鳥獣捕獲等手当</u></p> <p><u>（危険鳥獣捕獲等手当）</u></p> <p>第8条の4 <u>危険鳥獣捕獲等手当は、危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲等をするための作業その他の作業で町長の定めるものに従事した職員に対して支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、作業1日又は1回につき5,000円の範囲内で規則で定める額とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

特殊勤務手当の種類のうち、特殊現場作業手当を廃止するとともに、新たに危険鳥獣捕獲等手当を追加しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。